

地域医療構想策定に係る県の対応(案)

資料2

策定にあたっての主な検討項目と県の考え方

検討項目	国の考え方	県の考え方
構想区域	<ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏を原則としつつも、2025年の 人口規模 患者の流入 出入 疾病構造の変化 基幹病院までのアクセス時間の变化等を踏まえて設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏を原則とする ・横浜、川崎は、地域の関係機関等の意見を踏まえ今後検討
体制(別紙1)		
会議体	<ul style="list-style-type: none"> < 策定時 > ・医療審議会の下に専門部会やワーキンググループ等を設置して検討 ・策定後を見据えて「地域医療構想調整会議」を設置し、地域の医療関係者や市町村から意見聴取(例:圏域連携会議等を活用) ・医療審議会、市町村、保険者協議会の意見を聴き策定 < 策定後 > ・構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> < 策定時 > ・専門部会等(検討の場)は、保健医療計画推進会議を活用 ・「地域別の会議」(意見聴取の場)は、次のとおり実施 政令市:新たに会議体を設置 その他の地域:既存の各地区の保健医療福祉推進会議を活用(例:推進会議の下に部会を設置) ・県保険者協議会を新たに医療審議会の委員に加え、医療審議会への諮問・答申をもって策定(県保険者協議会と調整中) < 策定後 > ・「地域医療構想調整会議」は、原則として「地域別の会議」を活用
参加者	<ul style="list-style-type: none"> < 専門部会、ワーキング > ・地域医師会等の医療関係団体、医療保険者、住民、市町村、学識経験者等に加え、保険者協議会を含める < 「地域別の会議」(地域医療構想調整会議) > ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村などを基本 ・議事に応じて関係者を柔軟に選定 	<ul style="list-style-type: none"> < 保健医療計画推進会議 > ・既存の委員に県保険者協議会を加える < 「地域別の会議」(地域医療構想調整会議) > ・別紙2の参加者イメージをベースにしつつ、地域の関係機関の意見を踏まえて決定
地域医療の現状分析、2025年の医療需要の推計等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに分析の考え方、推計方法等を提示 ・国からデータブックを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づき今後実施
近隣自治体との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・構想区域間(都道府県間を含む)で、患者流入の現状を踏まえた医療供給数の増減を調整 ・増減のいずれかが概ね20%又は千人を超える場合は協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づき今後実施
地域医療構想の実現のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・構想区域ごとに抽出された課題に対する施策を検討し、施策の基本となる事項を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域別の会議」で議論しながら構想区域ごとの地域医療構想を実現するための施策を検討(詳細は今後検討)
患者・住民等からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・住民患者の意見を反映させるため、タウンミーティングやヒアリング、アンケート調査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画推進会議の委員を公募(医療を受ける立場で参画) ・パブリックコメントを実施